事務事業ID 0170

令和 2 年度

事務事業評価シート

令和 2 **年** 7 **月** 3 **日作成**

	事	務事業名	軽度難聴	者支护	爰事業			□ 実	施計画登	載事業		□ 総	合戦略	登載	事業	
		政策名	字	ふぶな	定位されたす	たべくりの推進			事業其				予算	拿科		
政		以來有				ちづくりの推進		□ ₩.	年度のみ	η I E J		会計	款	項	目	事業
策体		施策名	1 1 障	がい者	チ(児)支援の)充実			年度のみ			0.1	0.0	0.1	00	1.4
系	扌	基本事業名			-ビスの充実				年度繰返	B		01	03	01	02	14
Ш		艮拠法令				A 沿渡市難聴児補聴器購入	助成事業実施要綱	,	(開始 平原	戊 13 年度	[∼)		事務事	1 坐	区分	
	111	部課名	生活福祉			H ISC TO AREADY & HE PECHE MAY	- AND	□ 期	間限定複数	年度		Α 7				1#
見		課長名	佐々木 多			5-T 0100	07.0111	<mark>□</mark> 【計	画期間】		-		政策事業 施設管理			
厚	禹	係 名 担当者	障害福祉 佐々木				-27-3111 184	▽ ※全休	年度 計画欄の約		年度		一般(1~	4以	外)	•
事	務-						カラュ 数年度事業は全					画(※	期間限定	'複数	年度の	み)
							この軽度難聴者に 治されたため、18歳			事業。			車支出金	Т		
満	双4 の菓	4年及より宗相 推聴児で給付え	対象要件が	20無税 異なる2	が、業務内容に	八助成争乗が開り は補助金申請に値	系る手続き以外ほ	減め上い ぼ同一	ク無喘有と1 である。	総	事源	都道	府県支出金			
É	Eな	業務の内容に	は次のとおり。	. ①申記	清書、意見書、	見積書の受理。	②審査及び自己1	負担額	算定。③それ		事業内	7	也方債 その他			
							び給付券の発行・ 八。 ⑧ (児のみ) 補				費訳		·般財源			
み)	補	助金交付契約	り締結。 ⑩(リ	見のみ))実績報告。①	①(児のみ)補助金	注請求。	,,,					計 (A)	$oldsymbol{\bot}$		0
	• 美	養は、補腮器	:給付に要す	る實用	1の全部又は-	一部として支出され	れる。			千円			就事人数 養務時間	Į.		
										<u> </u>			費計 (B)			0
											トータ	ルコス	. (A) + (B))		0
1	現	状把握の部	(DO)													
(1)	事	務事業の目	的と指標													
		段(主な活動 <mark>度実績(前年</mark>		ト <u>主 ナ</u> ;	汗			(5)	活動指標	(事務事業の) 名		長す指標	!)		単位	7
申詞	清老	Y等からの問い	\合わせ対応	亡。 利用	目者からの給付	寸申請に基づき、	給付の可否審	_	14m+nn - 4							_
查。	利	用者負担額の)算定。給付	快定证	通知書、給付 額	委託通知書及び終	合付券の発行・送	ア	(相 思 希 の)	合付決定者	·				件	
		就善、給付券 <mark>度計画(今年</mark>				帳の整備。補助金	企 申請等。	7/1								
•		及計画(ラヰ gと同様。	- 艮 二 四	CCV	る土な活動が)		_						+		
13.3	12	~ = 1 1100						ウ								
<u> </u>	-5-1	·鱼 (洲)	分色にして	-112	D477414	自然資源等		6	対象指標			標)			単位	-
						日 			L North BB - 4	名						<u>L</u>
						耳が50dB以上、他耳	が90dB未満。②耳 ベルが30~69db。た		補聴器の約	治付甲請件	数				人	
だし	_, 3	Odb未満であっ	ても医師が装	用の必要	要を認めた者。②	世帯の所得額が一	·定以下。	7/ +								
(3)	意	図(この事業	によって、	対象を	をどう変える	のか)		<u></u>						+		
_						ーションを行える。		2								
									成果指標	(対象における 名		を成度を	表す指標)		単位	,
								7	40 U.h 🗁 /			· *~		-		<u> </u>
_						どのように貢献	(するのか)	\	給付決定任	午剱/ 稲竹	中前件	-			%	
障:	吉才	皆が自立した日	常生活を設	きること	ができる。			\ シ								
								\						+		
(0)	Lis	\ **	悪性の出び	5				\^						丄		
(2)	稅	・事業費・指標	崇寺の推移	5	年度	27年度(実績)	28年度(実績)	20年	度(実績)	30年度(宝结)	一一一	度(実績)	1 3	2年度(コ 4種 /
		₁₁ 国庫支出	金		単位 千 円	27年及《天順》	20年及(天順)	29-4-	及(大限)	30千皮(大限/	76-4	- 及(大順)		+技(コ (示/
	事	都道府県			千 円	47	0		73		73		0			84
	業	内地方很			千 円 千 円									+		
投入	費	記 一般財源			千円	224	212		244		207		486)		315
入量		事業	費計(A)		千 円	271	212		317		280		486			399
_	人件	正規職員従い			- 人 時 間	30	30		$\frac{1}{10}$		$\frac{1}{10}$		$\frac{1}{10}$	_		1 10
	費	人件費計(E	3)		千円	120	120		40		40		40)		40
		トータルコ	スト(A)+(B)		千円	391	332		357		320		526	_		439
		©\X#\\		ア	件	4	5		6		5		1	1		8
		⑤活動指	宗	イウ										+		
				カ	人	4	5		6		5		1	1		8
		⑥対象指標	票	+		1							1.	+		
				ク								L				
				サ	%	100	100		100		100		100	Э		100
		⑦成果指	票	シ												

事務事業名 軽度難聴者支援事業

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

①この事務事業を開始したきつかけは何か?いつ頃どんな経緯で開始されたのか?

平成11年2月19日、市議会に身体障害者福祉法による「身体障害者手帳」の交付に達しない難聴者に対して、一定の条件で補聴器購入の給付制度を創設 することを求める請願書が提出。3月17日に採択され、平成13年4月より実施された。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか?

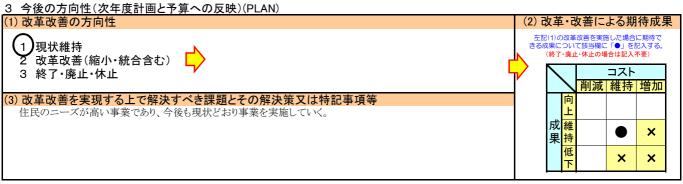
事業開始当初から、申請者のほとんどが65歳以上の高齢者であった

平成24年12月より、県補助事業である難聴児補聴器購入助成事業が開始された。それまでの軽度難聴者支援事業の対象者を18歳以上の者とし、18歳未満 の者は県補助事業の給付対象要件を適用した。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?

- ・高齢化による対象者の増加に伴い、予算を拡大してほしい。(住民)
- ・給付対象要件をより緩和してほしい。(難聴児の両親)

評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価 ⇒【理由】 つ 見直し余地がある ① 政策体系との整合性 結びついている ⇒【理由】 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に達しない難聴者は多数おり(特に高齢の難聴者)、補聴器が高 の事務事業の目的は当市の政策体系に 結びつくか?意図することが結果に結び ついているか? 額であるため装用していない人がいる。補聴器の給付により、このような難聴者の日常生活の便宜を図り、その結 果、福祉の増進に結びつく。 的 見直し余地がある ⇒【理由】 ② 公共関与の妥当性 ☑ 妥当である ⇒【理由】ラ 妥 軽度難聴者への補聴器給付により難聴レベルが軽減でき、他の制度で対応できるものがないので、市で行うことは なぜこの事業を当市が行わなければなら 妥当である。また、難聴児の早期の補聴器装用は、学力向上及びコミュニケーション能力向上の面で有用であること 性 ないのか?税金を投入して、達成する目 から、市が積極的に支援すべき事業である。 評 価 ⇒【理由】 見直し余地がある ③ 対象・意図の妥当性 適切である ⇒【理由】" 給付の対象は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に達しない難聴者とする事業である。給付によっ 対象を限定・追加すべきか?意図を限 て難聴レベルの改善が見込まれるので意図も妥当である。 定・拡充すべきか? 向上余地がある ⇒【理由】 ④ 成果の向上余地 ▽ 向上余地がない **⇒【理由】** 成果を向上させる余地はあるか?成果の 成果指標「給付決定件数/給付申請件数」が100パーセントであり、これ以上の成果向上の余地が認められない。 現状水準とあるべき水準との差異はない か?何が原因で成果向上が期待できない 性 影響無 ⇒【理由】 評 ⑤ 廃止・休止の成果への影響 $\overline{}$ 影響有 ⇒【その内容】 佃 補聴器が高額(4万円~5万円)であるため、制度を廃止すると購入できない人が発生し、難聴者の社会参加及び自 事務事業を廃止・休止した場合の影響の 立を妨げる。 有無とその内容は? ⇒【理由】ラ 削減余地がある ⑥ 事業費の削減余地 削減余地がない ⇒【理由】 ' 事業費を削減することにより適正な補聴器を交付することができなくなる。 成果を下げずに事業費を削減できない か?(仕様や工法の適正化、住民の協力など) ⑦ 人件費(延べ業務時間)の削 [削減余地がある ⇒【理由】ラ 評 減余地 削減余地がない ⇒【理由】□ 価 個人情報を扱う業務のため、アウトソーシングには馴染まない。申請件数も年間10件程度であることから現状維持で やり方を工夫して延べ業務時間を削減で きないか?成果を下げずにより正職員以 よい。 外の職員や委託でできないか?(アウト ⑧ 受益機会・費用負担の適正 見直し余地がある **⇒【理由】** 平 化余地 ⇒【理由】□ 公平・公正である



身体障害者手帳に達しない難聴者へは相談時等に積極的にお知らせし、申請を勧めている。

今後は特に難聴児の保護者に向けて積極的に広報し、周知を図っていくことが必要である。

细巨体辛日

性

事業の内容が一部の受益者に偏っていて 不公平ではないか?受益者負担が公平・

公正になっているか?

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容	
1 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	継続して実施する。	
	(大船渡市)	